

# 石綿除去工事



平成17年7月の石綿によるじん肺発症報道により石綿による健康被害が社会問題化し、文部科学省からの要請を受け県では県有施設について、石綿の使用実態調査を行い、必要な場合には速やかに除去工事等を実施した。



(石綿含有吹付け材除去の作業基準)

- ・作業場を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置
- ・石綿が作業場の外に飛散しないよう、作業場の気圧を作業場の外より低くし、作業場の排気に放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用
- ・除去する石綿含有吹付け材を薬液等により湿潤化
- ・除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、除去した部分に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿粉じんを処理

DATA
⑧改修工事等
平成17年11月～平成19年3月